

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年6月19日
【会社名】	ReYuu Japan株式会社
【英訳名】	ReYuu Japan Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 谷口 領
【本店の所在の場所】	大阪市北区天満橋一丁目8番30号 OAPタワー9階
【電話番号】	06(6881)6611
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 三宅 弘晃
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル14階
【電話番号】	03(6230)9388
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 三宅 弘晃
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債(転換価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債) その他の者に対する割当 180,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	ReYuu Japan株式会社 東京本社 (東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル14階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年5月20日に提出いたしました有価証券届出書、2026年6月1日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書及び2026年6月12日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書について、「第一部 証券情報 第1 募集要項」における転換価額及びこの募集に関し必要な事項が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、また、2026年6月19日に半期報告書の訂正報告書を提出したことに伴い、「第四部 組込情報」の記載内容の訂正をするため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権付社債（第2回無担保転換社債型新株予約権付社債）
募集又は売出しに関する特別記載事項

第3 第三者割当の場合の特記事項

- 1 割当予定先の状況
- 3 発行条件に関する事項
- 4 大規模な第三者割当に関する事項
- 5 第三者割当後の大株主の状況
- 6 大規模な第三者割当の必要性

第三部 追完情報

第四部 組込情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債（第2回無担保転換社債型新株予約権付社債）】

（新株予約権付社債に関する事項）

（訂正前）

新株予約権の行使時の払込金額	（前略）
	2 各第2回転換社債新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）は、 <u>2026年6月19日の直前取引日における当社普通株式の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額である。</u>
	（後略）

（訂正後）

新株予約権の行使時の払込金額	（前略）
	2 各第2回転換社債新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）は、 <u>206円とする。</u>
	（後略）

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

(訂正前)

[新株予約権付社債発行プログラム]

本プログラムは、当社が割当予定先に新株予約権付社債を発行するための基本的な枠組みを定めるものです。本プログラムに基づき発行される新株予約権付社債については、割当予定先による転換が行われた場合、当社普通株式が交付されることにより、当社の資本が増加する仕組みとなっております。

本プログラムにおいて、第1回新株予約権付社債については、本プログラム設定契約の締結と同時に具体的な発行条件を決定し、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後、2026年6月5日に総数引受契約を締結する予定です。

本届出書の対象である第2回新株予約権付社債については、本プログラム設定契約において、発行予定時期、払込期日、発行総額の上限・下限及び転換株式数の上限等の基本的な枠組みを定めておりますが、具体的な発行総額、転換価額、発行価額その他の詳細条件については、2026年6月19日開催予定の取締役会において決定し、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後、2026年7月6日に総数引受契約を締結する予定です。

また、第3回新株予約権付社債については、本プログラム設定契約において同様に基本的な枠組みを定めておりますが、具体的な発行総額、転換価額、発行価額その他の詳細条件については、2026年7月24日開催予定の取締役会において決定し、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後、2026年8月10日に総数引受契約を締結する予定です。

各新株予約権付社債の発行予定時期等は、以下のとおりです。

	割当決議日	払込期日	払込金額の総額
第1回新株予約権付社債	2026年5月20日	2026年6月5日	180,000,000円
第2回新株予約権付社債	2026年6月19日 (予定)	2026年7月6日 (予定)	180,000,000円 (最大)
第3回新株予約権付社債	2026年7月24日 (予定)	2026年8月10日 (予定)	180,000,000円 (最大)

(後略)

(訂正後)

[新株予約権付社債発行プログラム]

本プログラムは、当社が割当予定先に新株予約権付社債を発行するための基本的な枠組みを定めるものです。本プログラムに基づき発行される新株予約権付社債については、割当予定先による転換が行われた場合、当社普通株式が交付されることにより、当社の資本が増加する仕組みとなっております。

本プログラムにおいて、第1回新株予約権付社債については、本プログラム設定契約の締結と同時に具体的な発行条件を決定し、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後、2026年6月5日に総数引受契約を締結しております。

本届出書の対象である第2回新株予約権付社債については、具体的な発行条件を2026年6月19日開催の取締役会において決定し、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後、2026年7月6日に総数引受契約を締結する予定です。

また、第3回新株予約権付社債については、本プログラム設定契約において同様に基本的な枠組みを定めておりますが、具体的な発行総額、転換価額、発行価額その他の詳細条件については、2026年7月24日開催予定の取締役会において決定し、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後、2026年8月10日に総数引受契約を締結する予定です。

各新株予約権付社債の発行予定時期等は、以下のとおりです。

	割当決議日	払込期日	払込金額の総額
第1回新株予約権付社債	2026年5月20日	2026年6月5日	180,000,000円
第2回新株予約権付社債	2026年6月19日	2026年7月6日	180,000,000円
第3回新株予約権付社債	2026年7月24日 (予定)	2026年8月10日 (予定)	180,000,000円 (最大)

(後略)

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

d. 割り当てようとする株式の数

(訂正前)

第2回転換社債新株予約権の目的である株式の総数は864,680株です。

これは、2026年5月19日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額である231.3円を仮定転換価額として、第2回新株予約権付社債がすべて転換された場合に交付される当社普通株式の数として算定したものです。なお、実際の当初転換価額は、2026年6月19日開催予定の当社取締役会決議日の直前取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額として決定する予定であり、実際の目的である株式の総数は、当該当初転換価額に基づき確定する予定です。

割当予定先に割り当てる第2回新株予約権付社債の目的である株式の数は、以下のとおりです。なお、以下の株式数も、上記仮定転換価額231.3円を前提として算定したものです。

L C A O	648,510株
MAP246	86,468株
B E M A P	129,702株

(訂正後)

第2回転換社債新株予約権の目的である株式の総数は970,880株です。

割当予定先に割り当てる第2回新株予約権付社債の目的である株式の数は、以下のとおりです。なお、以下は、第2回新株予約権付社債が、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権付社債(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)の(新株予約権付社債に関する事項)「新株予約権の行使時の払込金額」欄に記載の転換価額においてすべて転換された場合に交付される当社普通株式の数であります。

L C A O	728,160株
MAP246	97,088株
B E M A P	145,632株

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

(訂正前)

当社は、第2回新株予約権付社債の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の引受契約に定められる予定の諸条件を考慮した第2回新株予約権付社債の価値評価を第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(代表者:能勢元、住所:東京都千代田区永田町一丁目11番28号)(以下「TFA」といいます。)に依頼しました。TFAは、第2回新株予約権付社債の発行要項等に定められる予定の諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日(2026年5月19日)の市場環境や割当予定先の転換行動等を考慮した一定の前提(当社の株価257円)、仮定転換価額(231.3円)、ボラティリティ48.98%、権利行使期間2年、リスクフリーレート1.430%、市場リスクプレミアム9.3%、対指数0.887)を置き、第2回新株予約権付社債の評価を実施しています。

なお、第2回新株予約権付社債については、現時点では本プログラムに基づく発行予定時期、払込期日、発行総額の上限・下限及び転換株式数の上限等の基本的な枠組みを定めているものであり、具体的な発行総額、転換価額、発行価額その他の詳細条件については、2026年6月19日開催予定の当社取締役会において決定する予定です。

そのため、上記算定においては、第2回新株予約権付社債の転換価額について、2026年5月19日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額である231.3円を仮定転換価額としております。実際の当初転換価額は、2026年6月19日開催予定の当社取締役会決議日の直前取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額として決定する予定です。

第2回新株予約権付社債の当初転換価額を、発行決議日の直前取引日における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額として設定する予定である理由は、2026年10月期第1四半期においても継続して営業損失38百万円を計上しており、加えて、継続企業の前提に関する重要な疑義が生じている状況にあること、既存の第2回新株予約権についても株価が行使価額を下回る状況が継続した結果、権利行使による資金調達が進捗しなかったこと、並びに当社株価について短期間で大きく変動する状況が継続していること等を踏まえ、本第三者割当に係る引受リスク及び将来的な株価変動リスクについて割当予定先から一定のディスカウントが求められたことによるものであります。

また、当社としても、今後のM&A、AIインフラ投資、暗号資産関連投資及び既存事業の運転資金等に係る資金需要に対し、機動的かつ確実に資金調達を実行する必要があることから、割当予定先との協議の結果、一定のディスカウントを設定することには合理性があるものと判断いたしました。

さらに、当該ディスカウント率については、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」において、株価の変動率が高い場合や発行会社の財務状況等を踏まえ合理的な必要性が認められる場合には、一定のディ

スカウントによる発行価額の設定が許容され得るとされていることも踏まえ、総合的に勘案した結果、10%とする予定です。

また、第2回新株予約権付社債の転換価額については、2027年1月6日を修正日として、当該修正日の直前取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、当該修正日に有効な転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該終値に修正される条件が付される予定です。ただし、当該修正後の転換価額が下限転換価額である206円を下回る場合には、修正後の転換価額は206円となります。

当該修正条件は、第2回新株予約権付社債の発行から約6か月後の一時点において、その時点の株価水準を転換条件に反映することにより、割当予定先にとって転換可能性に関する不確実性を一定程度低減しつつ、当社としても当初転換価額から過度に乖離した条件で転換が行われることを避けることを目的とするものです。また、修正は継続的又は随時行われるものではなく、2027年1月6日の一度に限られており、かつ下限転換価額が設定される予定であることから、既存株主の利益に配慮した設計であると判断しております。以上を踏まえ、当社は、当該修正条件には合理性があるものと考えております。

第2回新株予約権付社債については、2026年6月19日開催予定の当社取締役会において具体的な発行条件を決定する予定であるため、当該発行決議日において、当該時点の市場環境、株価、ボラティリティその他の算定前提を踏まえ、改めて第三者算定機関より算定書を取得する予定です。当社は、当該算定結果を踏まえ、第2回新株予約権付社債の発行価額が割当予定先に対して特に有利なものに該当しないことを確認したうえで、発行条件を決定する予定です。

当該判断に当たっては、当社監査等委員3名全員(うち3名が社外監査等委員)から、TF Aは当社と顧問契約関係等がなく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること及び割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること並びに本新株予約権付社債の評価については、市場慣行に従った算定過程及び前提条件等に関して当該評価は合理的なものであると判断できることから、本新株予約権付社債の発行が割当予定先に対して特に有利な価額等での発行に該当せず、適法である旨の意見表明を受ける予定です。

(訂正後)

当社は、第2回新株予約権付社債の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の引受契約に定められる予定の諸条件を考慮した第2回新株予約権付社債の価値評価を第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(代表者:能勢元、住所:東京都千代田区永田町一丁目11番28号)(以下「TF A」といいます。)に依頼しました。TF Aは、第2回新株予約権付社債の発行要項等に定められる予定の諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日(2026年6月18日)の市場環境や割当予定先の転換行動等を考慮した一定の前提(当社の株価174円)、転換価額(206円)、ボラティリティ59.89%、権利行使期間2年、リスクフリーレート1.386%、市場リスクプレミアム9.3%、対指数0.826)を置き、第2回新株予約権付社債の評価を実施しています。

当社は、第2回新株予約権付社債の特徴、当社の置かれた事業環境及び財務状況を総合的に勘案した結果、第2回新株予約権付社債の発行価額を各本社債の金額100円につき90円とすることを決定しております。また、第2回新株予約権付社債の当初転換価額について、割当先との協議により、下限転換価額と同額である206円に設定しております。当該当初転換価額は、発行決議日の直前取引日である174円から18.39%のプレミアム、当該直前取引日までの1か月間の終値平均である189.87円から8.50%のプレミアム、当該直前取引日までの3か月間の終値平均である250.69円から17.83%のディスカウント、当該直前取引日までの6か月間の終値平均である317.99円から35.22%のディスカウントとなっております。

第2回新株予約権付社債の当初転換価額を206円に設定した理由は、当初予定していた発行決議日の直前取引日における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額が、下限転換価額である206円を下回ったためです。当社は、本プログラムの設定時から、転換価額の下限を206円とし、当該下限転換価額を前提として最大交付株式数及び希薄化の規模を設定しておりました。このため、当初転換価額についても当該下限転換価額を下回らない206円とすることが、本プログラムにおける希薄化の上限を維持し、既存株主への影響を当初想定した範囲内に抑える観点から相当であると判断いたしました。

また、当社としても、今後のM&A、AIインフラ投資、暗号資産関連投資及び既存事業の運転資金等に係る資金需要に対し、機動的かつ確実に資金調達を実行する必要がある一方、直近の株価水準をそのまま反映した転換価額を設定した場合には、当初想定した最大交付株式数を超えて希薄化が拡大する可能性があります。以上を踏まえ、割当予定先との協議の結果、資金調達の実行可能性を確保しつつ、希薄化の上限を維持するため、当初転換価額を206円とすることには合理性があるものと判断いたしました。

なお、当初転換価額206円は、発行決議日の直前取引日の終値174円に対して18.39%のプレミアムとなっております。このように、当初転換価額は直近の市場価格を上回る水準に設定されており、割当予定先に対して市場価格を基準としたディスカウントを付与するものではありません。当社は、第三者算定機関による本新株予約権付社債全体の価値評価及び当該評価を踏まえて決定した発行価額を総合的に勘案し、本新株予約権付社債の発行条件は特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当であると判断いたしました。

また、第2回新株予約権付社債の転換価額については、2027年1月6日を修正日として、当該修正日の直前取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、当該修正日に有効な転換価額を1円以上上

回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該終値に修正される条件が付されております。ただし、当該修正後の転換価額が下限転換価額である206円を下回る場合には、修正後の転換価額は206円となります。

当該修正条件は、第2回新株予約権付社債の発行から約6か月後の一時点において、その時点の株価水準を転換条件に反映することにより、割当予定先にとって転換可能性に関する不確実性を一定程度低減しつつ、当社としても当初転換価額から過度に乖離した条件で転換が行われることを避けることを目的とするものです。また、修正は継続的又は随時行われるものではなく、2027年1月6日の一度に限られており、かつ下限転換価額が設定されていることから、既存株主の利益に配慮した設計であると判断しております。以上を踏まえ、当社は、当該修正条件には合理性があるものと考えております。

当社は、第2回新株予約権付社債の発行価額について、T F Aが算定した価値評価額(各社債の金額100円につき金84.42円)を基準として決定しております。当該価値評価額は、本社債が利息を付さないゼロクーポン債であることを前提に、利息相当の価値を反映して算定されたものであり、発行価額が額面金額を下回ることのみをもって、割当予定先に対して経済的利益を供与するものではないと判断しております。また、当社は、本社債に本転換社債型新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益、当該新株予約権付社債全体の価値評価額及び本転換社債型新株予約権自体の金融工学に基づく評価結果等を総合的に勘案し、本新株予約権付社債の発行価額がT F Aによる価値評価額を基準として設定されていること、及びその算定手続について著しく不合理な点が認められないこと等から、本新株予約権付社債の発行条件は、特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

当該判断に当たっては、当社監査等委員3名全員(うち3名が社外監査等委員)から、T F Aは当社と顧問契約関係等がなく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること及び割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること並びに本新株予約権付社債の評価については、市場慣行に従った算定過程及び前提条件等に関して当該評価は合理的なものであると判断できることから、本新株予約権付社債の発行が割当予定先に対して特に有利な価額等での発行に該当せず、適法である旨の意見表明を受けております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

(訂正前)

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は6,900,000株（議決権数69,000個）、本プログラムに基づき発行される第1回乃至第3回新株予約権付社債が全て転換した場合に交付される株式数は2,594,040株（議決権数25,940個）であり、これらの合計である9,494,040株（議決権数94,940個）の希薄化率（2026年4月30日現在の当社の発行済株式総数である7,106,900株（総議決権数68,727個））は133.59%（議決権における割合は、総議決権数の138.14%）に相当します。

したがって、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、本新株予約権の発行は大規模な第三者割当に該当いたします。当社は、本資金調達に伴う希薄化率が大規模な第三者割当に該当する規模となる点について検討し、本資金調達により調達する資金を、本資金調達の主な目的及び理由にしたがって、成長資金に充当することは、今後の当社の成長及び企業価値の向上に資するものと考え、本資金調達を行うことを決定いたしました。また、本新株予約権及び本新株予約権付社債が全て行使又は転換された場合に交付される株式数9,494,040株に対し、取引所における当社普通株式の過去6か月における1日当たり平均出来高は255,380株であり、一定の流動性を有していると判断しております。さらに、当社は、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、第三者委員会を設置いたしました。同委員会は、本資金調達の必要性及び相当性につき検討し、本資金調達が認められるとの意見を表明いたしました。したがって、当社としては上記のような希薄化が生じるものの、今回の資金調達により調達した資金を上記の資金使途に充当することにより当社の事業基盤を強化・拡大させ、当社の企業価値及び株主価値の向上を図ることができ、希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、希薄化の規模が合理的であると判断しました。

(訂正後)

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は6,900,000株（議決権数69,000個）、本プログラムに基づき発行される第1回乃至第3回新株予約権付社債が全て転換した場合に交付される株式数は2,700,240株（議決権数27,002個）であり、これらの合計である9,600,240株（議決権数96,002個）の希薄化率（2026年4月30日現在の当社の発行済株式総数である7,106,900株（総議決権数68,727個））は135.08%（議決権における割合は、総議決権数の139.69%）に相当します。

したがって、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、本新株予約権の発行は大規模な第三者割当に該当いたします。当社は、本資金調達に伴う希薄化率が大規模な第三者割当に該当する規模となる点について検討し、本資金調達により調達する資金を、本資金調達の主な目的及び理由にしたがって、成長資金に充当することは、今後の当社の成長及び企業価値の向上に資するものと考え、本資金調達を行うことを決定いたしました。また、本新株予約権及び本新株予約権付社債が全て行使又は転換された場合に交付される株式数9,600,240株に対し、取引所における当社普通株式の過去6か月における1日当たり平均出来高は288,101株であり、一定の流動性を有していると判断しております。さらに、当社は、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、第三者委員会を設置いたしました。同委員会は、本資金調達の必要性及び相当性につき検討し、本資金調達が認められるとの意見を表明いたしました。したがって、当社としては上記のような希薄化が生じるものの、今回の資金調達により調達した資金を上記の資金使途に充当することにより当社の事業基盤を強化・拡大させ、当社の企業価値及び株主価値の向上を図ることができ、希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、希薄化の規模が合理的であると判断しました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

(訂正前)

本新株予約権付社債及び本新株予約権が全て転換及び行使された場合に交付される株式数9,494,040株（議決権数94,940個）は、当社の総議決権数68,727個（2026年4月30日現在）に占める割合が138.14%にあたります。

したがって、25%以上の希薄化が生じ、支配株主の異動が生じることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

(訂正後)

本新株予約権付社債及び本新株予約権が全て転換及び行使された場合に交付される株式数9,600,240株（議決権数96,002個）は、当社の総議決権数68,727個（2026年4月30日現在）に占める割合が139.69%にあたります。

したがって、25%以上の希薄化が生じ、支配株主の異動が生じることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund	P.O. Box 309, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, KY1-1104 Cayman Islands			4,387,530	26.81
SEACASTLE SINGAPORE PTE. LTD. (常任代理人 松尾 聖海)	60PAYA LEBAR ROAD #11-37, PAYA LEBAR SQUARE, SINGAPORE (東京都港区)	1,110,000	16.15	3,453,600	21.10
BEMAP Master Fund Ltd.	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104 Cayman Islands			983,106	6.01
株式会社Showcase Capital	東京都港区六本木一丁目9番9号	500,000	7.28	953,600	5.83
Universal Digital Inc.	15th Floor, 1111 West Hastings St Vancouver, BC V6E 2J3 CA	266,500	3.88	932,500	5.70
MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC	190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008 Cayman Islands			523,404	3.20
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	504,525	7.34	504,525	3.08
兼松コミュニケーションズ株式会社	東京都渋谷区代々木三丁目22番7号	460,000	6.69	460,000	2.81
三菱UFJ eスマート証券株式会社	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号	299,500	4.36	299,500	1.83
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山二丁目6番21号	283,600	4.13	283,600	1.73
計		3,424,125	49.82	12,781,365	78.09

(注) 1 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年4月30日現在の株主名簿上の株式数により作成しております。

- 2 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年4月30日現在の総議決権数68,727個に基づき、本新株予約権の行使による普通株式の交付により増加する議決権数(69,000個)、及び、本新株予約権付社債の転換により増加する議決権数(25,940個)の合計となる議決権数(94,940個)を加えた数で除して算出した数値であり、この割当後の議決権数(163,667個)には、本有価証券届出書に基づく発行に加えて、本日付で別途提出している有価証券届出書による第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権付社債発行による増加分も合わせた議決権数を記載しております。

(後略)

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)
Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund	P.O. Box 309, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, KY1-1104 Cayman Islands			4,467,180	27.12
SEACASTLE SINGAPORE PTE. LTD. (常任代理人 松尾 聖海)	60PAYA LEBAR ROAD #11-37, PAYA LEBAR SQUARE, SINGAPORE (東京都港区)	1,110,000	16.15	3,453,600	20.97
BEMAP Master Fund Ltd.	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104 Cayman Islands			999,036	6.06
株式会社Showcase Capital	東京都港区六本木一丁目9番9号	500,000	7.28	953,600	5.79
Universal Digital Inc.	15th Floor, 1111 West Hastings St Vancouver, BC V6E 2J3 CA	266,500	3.88	932,500	5.66
MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC	190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008 Cayman Islands			534,024	3.24
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	504,525	7.34	504,525	3.06
兼松コミュニケーションズ株式会社	東京都渋谷区代々木三丁目22番7号	460,000	6.69	460,000	2.79
三菱UFJエスマート証券株式会社	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号	299,500	4.36	299,500	1.82
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山二丁目6番21号	283,600	4.13	283,600	1.72
計		3,424,125	49.82	12,887,565	78.23

(注) 1 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年4月30日現在の株主名簿上の株式数により作成しております。

- 2 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年4月30日現在の総議決権数68,727個に基づき、本新株予約権の行使による普通株式の交付により増加する議決権数(69,000個)、及び、本新株予約権付社債の転換により増加する議決権数(27,002個)の合計となる議決権数(96,002個)を加えた数で除して算出した数値であり、この割当後の議決権数(164,729個)には、本有価証券届出書に基づく発行に加えて、2026年5月20日付で別途提出している有価証券届出書による第5回新株予約権、第6回新株予約権、第1回新株予約権付社債及び第3回新株予約権付社債発行による増加分も合わせた議決権数を記載しております。

(後略)

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

b. 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

(訂正前)

本第三者割当により増加する潜在株式数は、9,494,040株（議決権数94,940個）となり、当社の総議決権数68,727個（2026年4月30日現在）に占める割合が138.14%と25%以上の希薄化が生じます。

（後略）

(訂正後)

本第三者割当により増加する潜在株式数は、9,600,240株（議決権数96,002個）となり、当社の総議決権数68,727個（2026年4月30日現在）に占める割合が139.69%と25%以上の希薄化が生じます。

（後略）

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

(訂正前)

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第38期事業年度）及び半期報告書（第39期中）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載の「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年6月12日）までの間において変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年6月12日）現在において判断したものであります。

(訂正後)

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第38期事業年度）及び半期報告書（第39期中）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載の「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年6月19日）までの間において変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年6月19日）現在において判断したものであります。

2 臨時報告書の提出

(訂正前)

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第38期事業年度）の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年6月12日）までの間において、次のとおり臨時報告書を提出しております。

（後略）

(訂正後)

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第38期事業年度）の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年6月19日）までの間において、次のとおり臨時報告書を提出しております。

（後略）

第四部【組込情報】

（訂正前）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第38期)	自 2024年11月1日 至 2025年10月31日	2026年1月30日 近畿財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第38期)	自 2024年11月1日 至 2025年10月31日	2026年5月18日 近畿財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第39期中)	自 2025年11月1日 至 2026年4月30日	2026年6月12日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

（訂正後）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第38期)	自 2024年11月1日 至 2025年10月31日	2026年1月30日 近畿財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第38期)	自 2024年11月1日 至 2025年10月31日	2026年5月18日 近畿財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第39期中)	自 2025年11月1日 至 2026年4月30日	2026年6月12日 近畿財務局長に提出
半期報告書の訂正 報告書	事業年度 (第39期中)	自 2025年11月1日 至 2026年4月30日	2026年6月19日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。